

## 議案第5号

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月28日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市手数料条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2第30項第3号中「110,000円」を「98,000円」に改め、同表第32項中「17,000円」を「15,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請並びに貯蔵施設又は特定供給設備の位置等の変更許可の申請に対する審査に係る手数料の額を改定するため、本案を提出する。